

📖 今月のオススメ本 ～ 代表 長尾より～



中小企業のための
補助金・助成金徹底活用法
監修：経士会

今月のおすすめ本は大学院時代にご縁をいただきました森藤（もりどう）さんが代表を務めておられる（株）経士会が監修した「中小企業のための補助金・助成金徹底活用法」です。（株）経士会は土業と経営者をつなぐ場として活動を始められたそうですが、今では土業業界の一大勢力になっております！！その（株）経士会の中小企業診断士チーム、社会保険労務士チームの約40名が各パートを受けもち、中小企業の経営に役立つ補助金・助成金の概要やポイントを一冊に凝縮したのが今回ご紹介する本です。

補助金・助成金を網羅的にとらえ、かつ専門土業が実務を通じて感じるポイントを解説した本は私の記憶ではこれまでなかったかと思います。商品開発や新規雇用など攻めの経営をしたい場合、業況が悪く経営の立て直しが必要な場合など、どのような環境に置かれていようとこの本の中をじっくり探せば役立つものがきっとあるはず。ちなみに、私の担当はP92・93の「経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」です。私は日ごろからこの制度を活用させていただいておりますからね。是非、書店やAmazonでご購入していただければと思います。

📄 中小企業診断士・長尾康行のプチコラム

「プロセスを体感していただく」

ご支援先で経営改善計画や年度方針を作成する機会が多いため、数年前までは経営者様にヒアリングをし、決算書や関連資料をお預かりして私が持ち帰って作成しておりました。このやり方が最も手間のかからないやり方だったからです。

しかし、このやり方は金融機関に速やかに計画書を提出する方法としては優れていたのですが、計画の中身を実践し業績を上げていくという本質の部分では効果は全くと言って良いほどありませんでした。と、言うよりもこのやり方で作成した計画書が社員に行き渡る事も少なかったと思います。

そんな反省を踏まえ現在では可能な限り経営者様だけでなく役員や幹部、一般社員の皆様にも計画の作成プロセスを体感していただいております。自社の強み弱みの分析、商品別の売上分析、今後のアクションプランの完成度は言うまでもなく、私が単独で作成するよりも実のあるものになります。そして何よりも重要なのは「自分たちで作成した計画書」という“想い”が込められている事だと思えます。上から降ってきた（経営者と外部コンサルタントがつくった）のではないため、現場の方々には計画書に責任が生じます。それが改善に向けた動機付けになります。もちろん中小企業ではすべての数値をオープンにできない事もありますが、それは上手く処理しながらも本質の部分を実践して向き合う事が何よりも重要なことです。全社を挙げて業績を改善したいとお考えの企業様は是非お気軽にご相談ください。

✎ コンサルティングプチ講座 ～ 中小企業の資金繰りを救う！『セーフティーネット保証制度』～

今月のテーマ：中小企業の資金繰りを救う！『セーフティーネット保証制度』

さて、今月は保証協会が行っている中小企業の支援制度をご紹介します。

『セーフティーネット保証制度』とは、取引先の倒産や災害などの急激な外部環境の変化によって資金繰りが苦しくなった企業に対して、金融期間からの資金調達を迅速に行えるようにする制度です。

この制度は1～8号までの8種類あり、利用するためにはその企業の事業所がある市町村長または特別区長の認定を受けなければいけません。また、この8種類のうち最も利用されているのが『5号認定』で、セーフティーネット保証制度といえは5号認定のことを指す場合が多いです。

5号認定の対象となるのは、全国的に業況が悪化していると国が指定した業種（指定業種）に該当することかつ、

- ①最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること
 - ②原油価格の上昇によって、原油等の最近1ヶ月の平均仕入単価が前年同月費で20%以上上昇していること
- のどちらかを満たさないといけません。 ※詳細は中小企業庁のウェブサイトでご確認ください。

この制度を利用すると、保証協会の一般枠（無担保）の上限8,000万円とは別に、さらに別枠（無担保）で上限8,000万円が借りられます。新たに資金調達をしなければいけないが、保証協会の一般枠はすべて使ってしまった場合などには、願ってもない制度ですね。ただし、保証協会の「上限枠」は、あくまでも制度上の上限であり、実際に枠が余っているからといって上限額いっぱいまで借りられる訳ではありませんので、くれぐれもご注意ください。

もちろんこの制度を利用するには、業績が下がっていて基準を満たしていることを証明する資料が必要です。（場合によっては、資金繰り表や経営改善計画書も必要です。）指定業種は3ヶ月ごとに中小企業庁のウェブサイト公开发表されています。6月20日に、平成28年7～9月の指定業種が発表されましたので、ぜひ一度チェックしてみてくださいいかがでしょうか？

我々も、5号認定はもちろん、様々な資金調達のご支援をさせていただいた実績が多数あります。気になる方はいつでもご連絡下さい。



— INFORMATION — お待たせいたしました！

✉ 長尾経営事務所メールマガジン

はじまりました。

先月号で告知させていただいた、長尾経営事務所メールマガジンが、ついに始動いたしました！

すでにご購読いただいているお客様から、「次の配信が楽しみ！」という非常に嬉しいお声を頂戴しています☆

難しい専門用語ばかりの堅苦しい文章ではなく、シンプルで分かりやすく、経営実務に役立つ内容をお伝えさせていただきます。配信は月に3回、代表の長尾と宮内、住吉が順番にお送りします。購読はもちろん無料です！

右のQRコードを読み取り、登録フォームから、ぜひお申し込みください☆
お待ちしております！



—発行元—
事業再生に特化した中小企業診断士事務所
長尾経営事務所
経営革新等認定支援機関

【大阪事務所】大阪府大阪市西区西本町 1-8-2 三晃ビル 2 階
【島根事務所】島根県松江市石橋町 355

TEL : 0120-34-8776
MAIL : sumiyoshi@nagao-keiei.net
URL : www.nagao-keiei.net

Facebook ページ
長尾経営事務所
随時情報発信中！👉いいね👈お待ちしております。

twitter アカウントを作成致しました！
～経営改善お役立ち情報～ @nagaokeieipoint

長尾経営事務所 検索